**平成２４年（フ）第２５９６号**
大阪市東淀川区井高野１丁目33番34号
債務者　上山　明広
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６３８号**
大阪府八尾市恩智南町１丁目147番地
債務者　林　　治子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６５８号**
大阪市中央区上汐２丁目１番５号フォンテーヌ上汐701
債務者　吉川　武志
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７７９号**
大阪市港区三先１丁目17番49―307号
債務者　長町　　満
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２８４２号**
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1107号
債務者　太田　孝美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２８８３号**
大阪市城東区諏訪４丁目２番25―901号
債務者　釜土ちゑ子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０３９号**
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番４―115号
債務者　濱田　廣幸
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３０４０号**
大阪市此花区伝法６丁目２番２―905号
債務者　玉木　良英
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１７号**
和歌山県御坊市湯川町小松原287番地12　里上アパート５号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町小松原287番地12
債務者　安宅　　功
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２４年（フ）第３４号**
福岡県嘉麻市鴨生72番地６
債務者　金崎　康憲
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２４年（フ）第３６号**
福岡県直方市大字上境1161番地４
債務者　渡邉　誠一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第３７号**
福岡県宮若市宮田394番地９、前住所福岡県宮若市原田1418番地２
債務者　柏木　達郎
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第４２号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多69番地
債務者　垰和　幸司
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第４６号**
福岡県宮若市宮田394番地９、前住所福岡県宮若市原田1418番地２
債務者　柏木　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第８１号**
宮崎県日向市大字財光寺6547番地２　県営川路団地Ｅ棟13号
債務者　柏田　ミカ
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１０号**
北海道岩内郡岩内町字野束147番地の73
債務者　穴澤　智美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２４年（フ）第１３号**
北海道磯谷郡蘭越町目名町210番地
債務者　奥村ちあき（旧姓鎌田・奈良崎）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２４年（フ）第５５号**
宮城県大崎市古川大宮２丁目５番21号
債務者　尾崎　常松
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係